

ヤードにおける盗難自動車の 解体の防止に関する条例

(令和元年12月1日施行)

この条例は、ヤードにおける盗難自動車の解体を防止するために必要な規制を行うことにより、自動車の盗難の防止に資することが目的です。

～ 規制対象場所 ～

ヤードとは、自動車解体の用に供する施設又は場所のことをいいます。
自動車（普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型・小型特殊自動車）を解体する事業者（自動車解体業者）及び自動車解体業者にヤードとして利用されている土地等を貸し付けている者が規制対象となり、下記規制を受けることになります。（関係法令による適用除外あり）

～ 主な規制内容 ～

届出制

標識の掲示

従業者名簿

相手方の
確認と申告

引取記録の
作成等

保管命令

自動車解体業の
停止命令

土地等貸付者の
責務

立入検査等

愛知県警察

届出

自動車解体業を行おうとする場合は、愛知県公安委員会に事前の届出が必要です。窓口はヤードの所在地を管轄する警察署の生活安全課です。

- 本条例における届出の受理は、自動車リサイクル法における解体事業の許可に代わるものではありません。
- 届出をした業者であっても必要に応じ、愛知県から自動車リサイクル法における解体許可を受けるよう指導がある場合もあります。

標識の掲示

届出のヤードごとに届出番号などを記載した標識を掲げる必要があります。

従業者名簿

届出のヤードごとに、全ての従業者について、氏名、生年月日、住所、性別、国籍などの項目を満たす名簿を備え付ける必要があります。

- 従業者が外国籍の場合は、在留資格、在留期間(満了日) 及び就労制限の有無についても記載が必要となります。
- 従業者の退職日から1年を経過するまでは、保存する義務があります。

相手方の確認及び申告

解体のために自動車を引き取ろうとする際は、自動車を引き渡そうとする相手方と当該自動車について、決められた書類の提示を受け確認する必要があります。相手方と自動車の所有者が異なる場合は、譲渡証明書や委任状等の書類提示を受ける必要があります。

また、引き取ろうとする自動車について盗難自動車の疑いを認める場合は直ちに警察官に申告しなければなりません。

- 提示を受ける書類等については、原本を確認してください。
- 引き取ろうとする自動車が盗難自動車の疑いがあると認める例としては
 - ・車台番号等が削られたり、鍵穴やキーシリンダーが破壊された車両
 - ・法律等で常備義務がある書類(車検証、自賠責保険の被保険者証等)が合理的な理由なく備わっていない車両などが挙げられます。

引取記録の作成等

自動車を引き取ったときは、その都度、引取の年月日、自動車を引き渡した者、自動車の車台番号・所有者等の記録を作成し、1年間保存しなければなりません。

保管命令

警察本部長等が、自動車解体業者が引き取った自動車について、盗難自動車である疑いがあると認めたときは、自動車解体業者に対し、一定期間を定めて、保管命令を行うことができます。

保管命令を受けた業者はその間、当該自動車の解体等をしてはいけません。

当該自動車の解体の他、当該自動車から分離した物の解体、他の施設への運搬、譲り渡し等はありません。

自動車解体業の停止命令

公安委員会は、自動車解体業者が公安委員会の指示に従わなかったとき又は自動車解体業者等が当該自動車解体業に関して、本条例に違反する違法な行為をしたとき若しくは刑法に規定する財産に関する罪に当たる違法な行為をしたときは、当該自動車解体業の全部又は一部の停止を命じることができます。

行政処分である自動車解体業の停止命令を行った場合、公安委員会はその内容を公表することができます。

※ 自動車解体業者等には従業者も含まれます。

土地等の貸付けをする者の責務

自動車解体業者（これから行おうとする者も含みます。）に対して土地や建物の貸付けをしようとする者は、契約を締結又は更新する前にその土地や建物が盗難自動車の解体場所として使用されるものではないことを確認するよう努めなければなりません。また、契約する場合に当該土地等を盗難自動車の解体の用に供してはならない等の規定を定めるように努めなければなりません。

立入検査等

警察職員は必要により、ヤード、事務所その他の場所に立ち入って書類等を検査したり、関係者に質問を行うことができます。

適用除外

	自動車リサイクル法解体許可業者
届出(第3条) 標識の掲示(第4条)	適用除外
相手方の確認と申告(第6条) 引取記録の作成等(第7条)	適用除外 (情報管理センターへの引取に係る移動報告がある場合)

罰 則

違反者に対しては罰則が科せられます（以下は一部）。

違反態様	罰則
自動車解体業の停止命令に従わなかった者	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
届出をせず、又は虚偽の届出をして自動車解体業を行った者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
相手方及び自動車の所有者の確認をせずに自動車を引き取った者	
相手方と自動車の所有者とが異なる場合に自動車を引き渡す権原の有無を確認をせずに自動車を引き取った者	
引取記録を作成せず又は虚偽の記録を作成した者	
引取記録の保存をしなかった者	
引取記録を毀損、亡失等した旨を届け出ず、又は虚偽の届出をした者	
保管命令に従わなかった者	30万円以下の罰金
自動車解体業の廃止や届出内容の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
従業者名簿を備え付けず、又は必要事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者	
報告・資料の提出や立入検査を拒否等した者	10万円以下の罰金
標識の掲示をしなかった者	

お問い合わせ先

○愛知県警察本部刑事部国際捜査課 052-951-1611（代表）

○愛知県警察本部生活安全部保安課

○最寄りの警察署刑事課及び生活安全課

○愛知県警察ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/police/>



このパンフレットは、愛知県警察のホームページに掲載しています。英語(English)、ポルトガル語(Portuguese)、ウルドゥー語(Urdu)版もあります。条例の全文も掲載しています(日本語のみ)。